

## 大野設備工業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2, 内 容

### 目 標 ① 子どもが保護者である社員の「子ども参観日」を実施する

= 対策 =  
2年 4月～ 検討会の設置  
3年 1月～ 職場見学会実施に向けた、社員への周知  
3年 7月～ 職場見学会の実施、次回に向けての検討  
4年～7年3月 職場見学会の実施、次回に向けての検討

### 目 標 ② 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する

= 対策 =  
2年 4月～ 社内の所定外労働の実態調査  
3年 1月～ 所定外労働の原因分析、対策の検討  
3年 4月～ ノー残業デーを設定して社員へ周知する。  
4年 3月～ ノー残業デーの実施結果を社員へ報告する。

### 目 標 ③ 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間15日以上とする

= 対策 =  
2年 4月～ 年休取得の現状を把握し、取得計画を協議する。  
2年 5月～ 社内担当者会議で検討開始  
2年 8月～ 従業員に周知し、年休取得を促進する。  
3年 4月～ 再度従業員に周知し、年休取得を促進する。  
4年 4月～ 再度従業員に周知し、年休取得を促進する。  
5年 4月～ 再度従業員に周知し、年休取得を促進する。  
6年 4月～ 再度従業員に周知し、年休取得を促進する。

### 目 標 ④ 社員の職業訓練の実施する

= 対策 =  
2年 5月～ 社内担当者会議で検討開始  
2年 6月～ 職業訓練の実施（社外訓練施設等）  
3年 4月～ 職業訓練の実施（社外訓練施設等）  
4年 5月～ 職業訓練の実施（社外訓練施設等）  
5年 4月～ 職業訓練の実施（社外訓練施設等）  
6年 4月～ 職業訓練の実施（社外訓練施設等）